

平成30年7月 仙台市文化財保護審議会 会議録

- 1 開催日 平成30年7月11日（水）
- 2 開会及び
閉会の時刻 13時30分開会 15時00分閉会
- 3 開催場所 仙台市役所上杉分庁舎2階 第1会議室
- 4 出席委員氏名 深澤百合子会長、政岡伸洋副会長、鶴飼幸子委員、姥浦幸子委員
佐々木 理委員、佐治ゆかり委員、高橋次男委員、高橋恒夫委員
近澤裕子委員、七海雅人委員
- 5 事務局職員 佐々木教育長、佐藤生涯学習部長、長島文化財課長、
長谷川管理係長、佐藤整備活用係長、平間調査調整係長、
荒井調査指導係長、渡部仙台城史跡調査室長
- 6 会議の次第
 1. 開会
 2. あいさつ
文化財保護審議会会長
教育長
 3. 事務局職員紹介
 4. 議事録署名人指名
 5. 報告事項
 - (1) 平成30年度文化財課主要事業について
 - (2) その他
 6. その他
 7. 閉会
- 7 会議の概要
 - (1) 報告事項
 - ①平成30年度文化財課主要事業について
○管理係長より、資料1のとおり説明。
「(11)その他」には、国指定文化財に関する文化庁や助成財団による補助事業のとりまとめと進達、未指定文化財に関する相談や助言等が含まれる。

当件について、以下の質問・意見があがった。

・第1回審議会で予算説明が行われるのであれば、昨年度事業の報告もあって良いのではないか、との質問があった。文化財課長より、現在年報の編集と決算とりまとめを行っており、年報と一緒に報告したいと考えていた。来年以降、この時期に前年度事業概要を速報的に報告することができるか課題としたい、と回答した。

②その他

○文化財課長より、資料2にもとづいて説明。

現時点で文化庁から公開されている資料であり、文化財をまちづくりに活用するような計画的保存活用の促進と、地方文化財行政に関する制度面の改正が主であると考えている。施行は翌平成31年4月1日であり、詳細について今後政令や通知等により国から示されるものとする。

当件について、以下の質問・意見があがった。

・都道府県が策定できる「総合的な施策の大綱」は政令市にも適用されるか、との質問があり、文化財課長より、そのように聞いていると回答した。

・国の認定を受けた場合の権限移譲に関し、予算面も一緒に下りてくるのか、との質問があった。文化財課長より、現時点でそうした連絡はないと回答した。

さらに、権限と責任に限って委譲されるのか、との確認があり、文化財課長より、文化財の保存活用計画が策定され十分な吟味を経た現状変更等の内容については、現在より円滑で弾力的な運用判断が可能となる面も想定される、と回答した。

・以下、委員からの意見。

法改正は、政府が推進している文化財の観光活用等に関連した流れと思われる。各地でまま見受けられる文化財の保存を置き去りにした観光ベースの事業で、その矛盾が文化財担当課に丸投げされるような動きとは一線を画すよう、専門家の知識や意見が反映される仕組みを考える必要がある。今回の改正に完全に反対というものではないが、上手にバランスをとりながら対応してもらいたい。

この意見について、文化財課長より、活用という表現から観光利用だけを想起する声があるのは事実だが、実際は必ずしもそうではなく、今後も文化財が損なわれることなく継承されることと組み合わせた活用であらねばならないと理解している、と補足説明を行った。

・以下、委員からの意見。

文言表現だけの問題ではないと思うが、個々の文化財の確実な継承をうたう以上、事業をやり放しにするのではなく、継承の確実性をしっかり検証するシステムが必要と考える。脆弱な美術作品等の活用面について特に危惧している所であり、文化財の継承に関する実効性・確実性を一定期間ごとに検証し、見直す必要性について認識しておいてもらいたい。

この意見について、文化財課長より、ご指摘はもっともであり、どのような検証項目が提示されるかなど、今後注目していく、と補足説明を行った。

・文化財保存活用支援団体として指定できるという民間団体とは、どのような団体を想定

しているか、との質問があり、文化財課長より、分野等によって性格が異なる可能性は考えられるが、現時点では具体的に判断しかねると回答した。

・都道府県が策定することのできる「総合的な施策の大綱」について、現時点で最も近いものは何か、との質問があり、文化財課長より、現在は存在しないと考えられることを回答した。

・市町村が組織できる協議会とは、主に行政と文化財所有者、文化財保存活用支援団体によって構成されることになり、やはり現在は存在しない新しい組織と言えそうであるが、文化財保護審議会とは別組織と考えて良いか、との質問があり、文化財課長より、そのように考えられると回答した。

さらに、保護審議会と協議会の二重構造で文化財保護を行うことになるのか、との確認があり、市町村が協議会設置を行う場合ということであり、設置しないという選択肢もある、と回答した。

・県が大綱を策定した場合、市町村は従うことになるという認識で良いか、との質問があり、文化財課長より、実際に策定することになるか注目しているところであるが、市町村は大綱に従うのではなく「勘案」するため、ある程度選択の幅があるものと現時点で理解している、と回答した。

・法の施行後には、協議会を設置し活用を重視した仕組みのある自治体に補助金がつきやすくなることが想定されるが、仙台市はどのような姿勢でいるのか、との質問があり、文化財課長より、来年4月1日の法施行後に考えることになるため、それまでに体制を準備するという動きではないことを回答した。

また、国の組織改編や補助金の枠組みの変更などについても注視していく、と補足説明を行ったところ、委員より、もし協議会を設置することになれば、その点もよく検討する必要がある、との意見があった。この意見について、文化財課長より、現在のところ県の大綱が策定されるか分からない状況であり、むしろ個々の文化財の保存活用計画をしっかりと作り、保存継承に努めるべきと考えている、とさらに補足説明を行った。

・文化財保存活用支援団体の性質によっては、保存・活用の両立が左右されかねないことから、方向性を示すため仙台市が積極的にモデルを提示できると良い、との意見があった。